

大阪市都島区役所青色防犯パトロール用自動車整備運行管理要綱細則

大阪市都島区役所 青色防犯パトロール用自動車（以下「パトロール用自動車」という）の運行に際しては、道路交通法等その他関係法令を遵守するとともに、次の事項を厳守すること。

（使用の範囲）

- 1 パトロール用自動車の使用範囲は次のとおりとする。
 - （１） 青色防犯パトロール業務
 - （２） 地域安全対策業務
 - （３） 災害時緊急対応業務
 - （４） 地域防犯・防災業務にかかる搬送業務
 - （５） その他、パトロール管理者が特に必要と認めた業務
- 2 （２）から（５）の業務で使用する場合、パトロール管理者は職員の中から指名し所定の登録簿に登録しなければならない。
- 3 （２）から（５）の業務で使用するパトロール用自動車は、車両整備主任者が配車するものとする。

（拡声器の使用の制限）

- 4 パトロール用自動車の拡声器の使用にあたっては、次の場所では音量等に注意すること。
 - （１） 病院・診療所、学校その他これらに類する施設付近
 - （２） 幅員４メートル未満の道路
 - （３） 同一場所で拡声器を使用する場合

（運行手続き等）

- 5 青色防犯パトロールの業務以外の業務で使用する場合は、「青色防犯パトロール用自動車運行予定表」に基づき運行すること。
- 6 パトロール用自動車による、拡声器使用にあたっては、「道路使用許可申請書」を作成し、２週間前までに所管の警察署に届け出て許可を得、「道路使用許可証」を常時携帯すること。
- 7 パトロール用自動車を運行する者は、運転免許証の携行の有無や有効期間の確認、及び飲酒の有無等の確認を受け、所定の場所から車鍵を受け取ること。
- 8 パトロール用自動車を運行した者は、業務終了後、パトロール用自動車を所定の場所に保管し、「青色防犯パトロール用自動車運行報告書」を作成し、車両整備主任者に提出するとともに、所定の場所に車鍵を返却すること。

(その他)

- 9 故障及び異変を感知した時は、直ちに運転を中止して点検を行いパトロール管理者の指示に従うこと。

(施行期日)

附則 この要綱細則は平成22年4月1日から施行する

附則 この改正は令和7年6月3日から施行する。